

## どこコミ「市民活動と行政の協働コミュニティ」での議論

条例における事業者の位置付け、営利活動と非営利活動の関係について、どこコミで問題提起がされ、カードのやりとりが行われましたので、その主な内容を報告します。

なお、カードの内容は、事務局で要約しており、発言者の意図を正確に反映していない場合もあります。詳しい内容は、直接どこコミでご確認ください。

### 1. 条例における事業者の位置付けを巡って

事業者が協働の権利を制限されている、という問題提起

#### 4133：Aさん

- ・ 条例第6条2項で、「市は、市民等との協議のもとに、…」とあるが、何故「事業者」ははずされているのか？同様の問題は、第6条3項、第10条(2)第13条にもある。あえて事業者をはずす理由がわからない。

#### 4134：市から経過報告

- ・ 6条2項について、たたき台1から条例素案までの内容を紹介。
- ・ 第7回検討会議(02/10/4)での議論をもとに、たたき台1から2に移る段階で「市民等との協議のもとに」が加えられた。

#### 4135：市から経過報告

- ・ 事業者については、最終的には、市民活動の定義など理念の部分では、事業者を含めたなるべく広い概念で市民活動をとらえ、具体的な部分では、市民等を中心とした仕組みを考えよう、という考え方が基本となった。

#### 4136：Aさん

- ・ 4135の考え方ならば、「対等の関係で…」とはいえないのに、3条で「対等の関係」を入れたのか。
- ・ 条例の内部でこのような矛盾が生じるのは、多様な解釈を生む結果になり、規範としての機能が果たせなるため、改正箇所として検討すべきである。

#### 4138：Bさん

- ・ 初期段階では体力の弱い市民活動が、育成という視点からあるハンデを持って良いのでは、という議論もあった。
- ・ 事業者と非営利の市民活動との関わり方のあり方論として進めるべきでは。

#### 4139 : Aさん

- ・ 市民活動が、ハンデを持ってても良いという考え方は疑問。それを条文で予め区分けしてしまうことが、多様性の承認に貢献するのか？
- ・ どれほど大和市を良くしたい気持ちがあっても、それを規範に反映できないのでは、条例を制定する意味がない。

#### 4144 : Aさん

- ・ この条例が最高の出来ではない、という点を表明したい。また、次に予定されている自治基本条例が前車の轍を踏まないよう、苦言を呈したい。
- ・ 私はこの条例が、偏見による差別を含んでいると思う。それはこの条例の発案者が、事業者を有力な企業とのみ考えたり、事業者の活動はいつでも営利活動なのだと考えているように感じるからである。
- ・ 決して裕福でも順調でもないが、それなりに市民活動を実施している個人事業主の声が聞こえていないのでは。

#### 4149 : 市から経過報告

- ・ 条例の検討が進められるなかでは、「大きな企業だけではなく、コミュニティのなかで元気にやっている小さなお店も含めた幅広い考え方が重要」という考え方が強調されていた。(条例解説 11 ページ)

#### 4152 : Aさん

- ・ その考え方が、条例のどこに強調されているのかわからない。解説は所詮解説であり、規範として有効なのは、条例だけである。条例にそれが反映されていないのなら、絵に描いた餅ではないか？
- ・ 「市民活動」という限られた定義の中で、なぜ事業者のみが協働の権利を制限されるのか、その根拠が不透明なままでは、多様な価値を認める社会という前文の理念に大きく矛盾すると思う。

#### 4153 : 市から報告

- ・ 作業部会 (01/11/28) において、「事業者の位置付けは、新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方で整理しておき、今後の運用の場で具体的に考えていく」という方針が確認された。
- ・ 条例の解説資料等を充実するなかで、条例の背景にある考え方をより多くの皆さんにお伝えしていきたい。

#### 4155 : A さん

- ・ 議事録を読んだが、結局、事業者とはそのまま企業と同一視されている。事業者と NPO という比較が不思議。営利法人と非営利法人という意味だったのだろう。事業者も個人として NPO は設立できるし、NPO の代表であり事業者という人もいる。また事業者の全てが法人ではない。そのあたりが理解されていない。

## 2 . 営利活動と非営利活動の関係

#### 4140 : A さん

- ・ 事業者だから営利を目的とする市民活動をするだろう、と勝手に解釈してはいないだろうか？ そこが条文の矛盾を招いた原因ではないだろうか？

#### 4142 : B さん

- ・ 条例では、市民活動を非営利としているが、同じ事業でも、事業者が営利活動として行う場合と、市民団体が非営利活動として行う場合とが実はあり得、これらがまっとうな競争をし、より良いものが選択され、仕事が進められるということがまちにとって望ましいのでは？

#### 4143 : A さん

- ・ 営利活動の条件は、「その活動が」営利即ち利潤の追求を「目的としている」か否かによると思う。
- ・ 営利活動の定義は、活動主体で決定されるものではない。